



議案第 九 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本
議会の議決を求める。

昭和五十九年三月十二日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年三月廿四日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和四十四年三朝町条例第一号）
の一部を次のように改正する。

第二条の表中

町営美の田テニッス場

三朝町大字本泉六百八十五番地

を

町営美の田テニッス場

三朝町大字本泉六百八十五番地

町営三朝陸上競技場

三朝町大字本泉七百六十九番地の一

に改める。

別表一を次のように改める。

別表一（第五条関係）

使用料

備考

- 1 一日とは、八時間以内、半日とは、四時間以内をいう。
- 2 夜間とは、照明施設を使用する場合をいう。
- 3 町営美の田テニス場の使用料は、一時間を単位として徴収する。

附則

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

施設名		使用時間				使用料	
町営三朝陸上競技場	昼間	半日	一日	一面	一面	八〇〇〇円	
		一日	一日				
	夜間	一時間以内	一時間以内	一面	一面		
		一時間以内	一時間以内				
町営美の田テニス場	昼間	半日	一日	一面	一面	八〇〇〇円	
		一日	一日				
	夜間	一時間以内	一時間以内	一面	一面		
		一時間以内	一時間以内				
町営三朝球場	昼間	半日	一日	一面	一面	八〇〇〇円	
		一日	一日				
	夜間	一時間以内	一時間以内	一面	一面		
		一時間以内	一時間以内				